

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

平成29年12月26日
閣議決定

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成29年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、地域交通部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

6 義務付け・枠付けの見直し等

国土交通省

（19）公有地の拡大の推進に関する法律（昭47法66）

土地の買取りの協議（6条1項）により取得した土地（以下この事項において「先買い土地」という。）については、その有効活用を促進するため、都市再生整備計画（都市再生特別措置法（平14法22）46条1項）に同法46条2項2号又は3号に基づく事業を記載することにより、先買い土地を当該事業に活用することが可能であること、また、同計画は、交付金を充てて事業を実施しようとする場合を除き国土交通大臣への提出等は不要であるなど、市町村が簡易な手続により作成することが可能であること等について、地方公共団体等に平成29年度中に通知するとともに、引き続き活用事例を情報提供する。

また、地域のニーズに応じた先買い土地の活用を促進するため、地方公共団体において内部連携を図ることにより先買い土地の活用について検討している取組事例等について、地方公共団体等に平成29年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き地方公共団体等が保有する先買い土地の実態の把握に努める。